

流山市広告物条例第14条第1項における特例の許可について

1. 特例の許可とは

本市条例では、表示又は設置しようとする屋外広告物等を、規制地域ごとの許可基準に適合させる必要があります。しかし、表示又は設置しようとする屋外広告物等が、当該地域の良好な景観の形成や風致の向上に資し、かつ公衆に対する危害を及ぼすおそれがないとして、特にやむを得ないと市長が認める場合は、特例的に表示又は設置を許可することができる旨を定めています。なお、特例の許可にあたっては、流山市広告物審議会の議を経て、許可することとなります。

(特例の許可)

第14条 市長は、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない屋外広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、第34条第1項に規定する審議会の議を経て、第8条、第9条及び第12条第1項の規定にかかわらず、その表示又は設置を許可することができる。(以下、略)

2. 特例の許可の方針

特例の許可を受けるものであっても、原則は規制地域ごとの許可基準に適合させる必要があります。適合しない項目について、どうしても適合させることできないが、表示又は設置しなければならない理由()がある場合は、良好な景観形成に資すること等について、下記の評価項目に基づき審査し、流山市広告物審議会の議を経たうえで、特にやむを得ないと認めるかどうかを判断します。

() 例えば、地域のまちづくりに寄与するため、エリアマネジメント広告物を表示又は設置しようとする場合、色彩・面積・高さ等の各基準は適合するが、自家用広告物でないため、表示又は設置できる種類の制限で表示等ができないなどのケースが考えられます。

【特例の許可をする際の評価項目】

公益性・社会貢献

地域の市民にとって広く必要なものや地域の利便性のため特に必要であるか。

まちのイメージアップ・活性化

観光や経済の観点から、まちの魅力向上や賑わいの創出に資するものであるか。

屋外広告物等の創意工夫

屋外広告物等の色彩、大きさ、形態、表示・設置する位置及び表示内容等に創意工夫がなされているか。

地域景観に対する影響と配慮

幹線道路沿道や敷地周辺の地域特性をふまえ、当該地域の景観に対する影響を考慮するとともに、配慮がなされているか。

環境に対する影響と配慮

日照や通風等の環境に対する影響を考慮するとともに、配慮がなされているか。

屋外広告物等の安全性の確保

屋外広告物等が、公衆に対する危害を及ぼすおそれがない構造や取り付け方法となっているか。また、定期的に点検を行い、適正な維持管理がなされているか。

道路交通への影響と対応

道路上や、道路標識の近くに表示し、又は設置する場合等、交通安全上支障がないかについて、警察及び道路管理者と協議されているか。

3. その他

- ・ 特例の許可を検討される場合は、計画の早い段階で本市への事前相談を行ってください。
- ・ 「特例の許可をする際の評価項目」を満足しているから特例の許可になるものではありません。表示又は設置する屋外広告物等が、規制地域ごとの許可基準にどうしても適合させることができない理由が必要になります。
- ・ 特例の許可は、案件ごとに個別に判断します。表示又は設置する場所の地域特性や景観特性を踏まえて、総合的に判断します。
- ・ 特例の許可は、流山市広告物審議会に付議するため、通常の許可に比べて時間がかかります。余裕を持って、事前相談等の手続をするようお願いします。

問い合わせ先 流山市都市計画課 都市景観係

電話：04 7150 6087 FAX：04 7159 0954